

任意接種

带状疱疹の費用助成

総社市
ホームページ



【対象者】 市内に住民票があり、以下の条件を満たす人

○令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に総社市の带状疱疹予防接種費用助成を利用して不活化ワクチンの接種を1回終了された人（ただし、P10の带状疱疹の対象者を除く）

【ワクチンの種類・助成回数】 不活化ワクチンの2回目の接種（1回分）を助成

【助成額】 **11,000円**

【接種期間】 4月1日(火)～令和7年9月30日(火)まで

【助成方法】・市内医療機関で接種する場合

市が発行する接種券（薄茶色）を持参のうえ接種し、助成額を差し引いた金額を医療機関に支払う

※対象者には5月下旬に接種券を送付します。4月に接種を希望する人は、健康増進課へ連絡をしてください

・市外で接種する場合（償還払い）

医療機関で支払い後、健康増進課へ申請